

『たまきはる』追考

冷泉家本『明月記』建暦元年十一月十二月記紙背文書を
手懸かりに

藤川 功和

はじめに

藤原定家の姉、健御前の手による『たまきはる』は、中世女流日記文学作品の一つである。ここで、敢えて「藤原定家の姉」と記したのは、定家が、日本文学史上において著名であるという理由からのみではなく、『たまきはる』が現在の作品形態になる過程において、定家が深く関与しているからである。¹⁾ また、『たまきはる』と定家の家記『明月記』には、同じ事柄を記述している事例がみえ、同一の事柄を、各々がどのように記述しているのか比較検討することも可能となる。このように、健御前と『たまきはる』、定家と『明月記』は、それぞれの日記の特性や、記事の生成過程を考える上で、互いに重要な資料となりうるのである。

ところで、近年、冷泉家が蔵する定家自筆の『明月記』の内、建暦元年（一一二二）十一月十二月記の紙背文書の中に、健御前が定家に宛てたと思しき文書数枚の存することが、宮崎肇氏によって翻

字本文と共に紹介された。²⁾ 稿者は、以前『たまきはる』と『明月記』とを比較検討し、健御前と定家が、互いの日記の記事作成にどのような影響を及ぼしたのか、また、両日記の記事がそれぞれどのように形成されていたのか、その具体相を明らかにしようと試みた。³⁾ その際、先述した紙背文書に関しては、存在を知らなかった為、検討していなかった。そこで、本稿では、宮崎氏によって報告のなされた紙背文書の内容を再確認し、そこから得られる情報を手掛かりに、改めて『たまきはる』の記事を見渡し、前稿の補足としたい。

一 冷泉家本『明月記』建暦元年十一月十二月記紙背文書
—第十八紙から—

（資料1）（資料3）に、冷泉家本『明月記』建暦元年十一月十二月記の紙背文書二点の翻字本文を示した。両資料とも宮崎氏の御論考に示された翻字本文に拠る。⁴⁾ この二点を紙背文書とする建暦元年十一月十二月記は、定家五十歳の時の記事で、当該記には十一月八日に十七歳の若さで亡くなった後鳥羽院皇女春華門院崩御に関する詳細や、その後の女院仏事に関する記事がみえる。

では、まず（資料1）紙背文書第十八紙をみてみよう。（資料1）傍線1には、「ひめ御前のものもおほえさせ給はて、そひふしまいらせさせおハしまして、おきもあからすおハします」と、春華門院の病状が記述されている。この春華門院御悩に関する情報について、現存する『明月記』の初見は、「参春花門院御方、御不例已久」（建

(資料1) 冷泉家本『明月記』建暦元年十一月十二月記紙背文書第十八紙(宮崎氏の翻刻に拠った。但し、読点は略し、傍線を施した。)

ふたどころ
 ひとつにそ
 候はせおハし
 ますらむと
 おもひ候て
 けさんも
 あさましと申候も
 えし
 候ま
 しと
 おもひ
 候て
 まつ
 かつく
 せんけんを
 まいらせ
 さふらふ
 こまかに
 おほせ
 候へ
 かく申候
 ほどに
 九条殿へ
 御前ハ
 きよくて
 八条殿へ
 候はせ

いかし候へき
 さうなうまいりて
 うけ給はり候へきに

ことなぬにこそおほえ
 さふらへこはいかなる
 ことにか候とかく申候
 ともいまハちから候はぬ
 御事にてひめ御前のものも
 おほえさせ給はてそひ
 ふしまいらせさせおハし
 まして
 おきもあからすおハし
 ますとうけ給はり
 候へハあやうくあさま
 しょう候

暦元年十月二十四日条)と、女院崩御の約二週間前に記述がみえる。但し、崩御直前の十一月七日の『明月記』には、「女房云」(健御前を指すと思われる)として、「御食事不口已及廿三日」(口は虫損)とある。また、九条道家の家記『玉蕊』の十月二十六日条には、「伝聞、春花門院御不例御事御云々、自十八日有御増云々」とみえることから、十一月七日から遡って、十月十八日頃から、春花門院は、食事を口にできる状態になかったこと、また「御増」とあることから、御悩自体は、十月十八日以前からのものであったことが伺える。

なお、健御前は、この頃病状の思わしくなかった春花門院を氣遣い、十月二十二日の順徳天皇の大嘗会に際し、春花門院の御禊見物の御幸(春花門院は、順徳天皇の准母)を取りやめるように、卿二位藤原兼子に働きかけている。『たまきはる』には「二位殿(兼子・稿者注)に参りて、思し事どもを申たりしに、その御幸のとまりにしを、限りなくうれしと思ふかひもなく、例ならぬ御事さへ出で来ぬ」と、自分の働きかけて、春花門院の御幸が沙汰やみになったこと、にも拘わらず、春花門院が不例となつてしまった由が記されている。⁵⁾

さて、ここで(資料1)紙背文書傍線1に戻ろう。傍線1には、春花門院の病状の思わしくない由が記されており、先の諸文献から考えると、この文書が定家に宛てられたのは、十月十八日前後という想定がまずは成り立つ。そこで注目されるのが、傍線1末尾にある「とうけ給はり候へは」と、受け給はり候へは」と、健御前は当

初、春華門院の「ものもおほえさせ給はて、そひふしまいらせさせおはしまして、おきもあからすおはします」という有様を、伝聞している点である。この点を考える上で参考になるのが、次の『たまきはる』の記述である。

(資料2)『たまきはる』41唐猫の夢

また大女院の御色着たるころ、八条殿にて、人々の経読ませ給に交じりて、久しく参らぬころ、幼くおはしまししを、抱きまいらせていたると思ふほどに、唐猫のうつくしげなるにてをはしましける、「あなあさまし。いかなる事ぞ」と思て、うちおどろきたりしに、心騒ぎて、心の及ぶ程、方々に御祈りせさせ、又さぶらひ合はるゝ人々にも、御祈りの事をのみ申やりしかど、人はさしも思合はれず、御祓への行幸の御棧敷のみ、出で立ち合はれたりしに、かゝる尼の身に、申出づべくもなかりし事を、例の身の上かへりみぬ心の癖に、二位殿に参りて、思し事どもを申たりしに、その御幸のとまりにしを、限りなくうれしと思ふかひもなく、例ならぬ御事さへ出で来ぬ。

※章段数及び章段名は、新日本古典文学大系本に拠った。以下同じ。

この章段には、

傍線①―「大女院」すなわち鳥羽天皇皇女で、春華門院を猶子とし、春華門院と同じ建暦元年六月二十六日に七十五歳で亡くなった八条院の喪に服し、健御前は、しばらくの間、春華門院の許に参じなかつた事。

傍線②―その不参の頃に、幼い様子の春華門院を抱き申し上げている内に、春華門院が唐猫に姿を変えた夢をみた事。

傍線③―その夢に胸騒ぎを覚えて、健御前は、あちこちに祈禱をさせたり、春華門院に近仕する者たちに御祈りの由を進上した事。

傍線④―にも拘わらず、近仕の者たちは、耳を傾けずに、御祓の行幸の御棧敷の準備などに注意が向いていた事。

傍線⑤―健御前は、我が身も顧みず、卿二位兼子へ御幸中止を直訴し、それが叶うも、安堵の間もなく、春華門院が不例となつてしまつた事。

以上、五点が記されている。

このように、『たまきはる』を手掛かりにすると、大嘗会の御祓前後、健御前が春華門院の側に近仕したくてもできなかった時期があつた事が知られ、さらに先の紙背文書(資料1)傍線1から、健御前は、その頃に春華門院の深刻な病状を、当初伝聞という形で知つたことが伺えるのである。

次に、(資料1)傍線2「さうなうまいりてうけ給はり候へきに」(左右無う参りて、受け給はり候べきに)即ち、自分としては、取りも直さず春華門院の許へ参上し、お世話をしたのですが、(資料1)傍線3、4「ふたところひとつにそ候はせおはしますらむとおもひ候てけさんもえし候まじとおもひ候て」(二所、一つにそ候はせおはしますらむと、思ひ候て、見参も、えし候まじと思ひ候て)、お二人が一箇所にいらつしやるのであらうと思ひましたので、春華門

院への見参も叶わないでしょうと思ひましてと、兩貴人が一つの所
 にいることを憚り春華門院への近仕を差し控えた、とみえる。

では、(資料1)傍線3の「ふたところひとつにそ」とは、具体
 的には、何を指しての言であらうか。一つには、「此日兩女院（御説也）渡白
 川御所、(上皇御所也)」（『玉蕊』建暦元年八月十日条）という、春
 華門院の実母宜秋門院と春華門院兩女院の、後鳥羽院御所白河殿へ
 の御幸を伝える記事が注目される。この御幸の後、宜秋門院は、春
 華門院崩御後の十一月十日に「今日宜秋門院渡御法性寺云々」（『明
 月記』建暦元年十一月十日条）と、白河殿から法性寺殿へ移っている。
 春華門院が御幸先の白河殿から、いつ後鳥羽院と同居していた高
 陽院殿へ戻ったのかを伝える資料は、今のところ見出せないが、い
 ずれにせよ、(資料1)の文書からは、鍾愛の春華門院が病の床に伏
 していることを伝え聞き、いてもたってもいられなかつたが、直ち
 に参ることも叶わぬ中で、やきもきしている健御前の姿を読みとる
 ことができるのである。

二 冷泉家本『明月記』建暦元年十一月十二月記紙背文書
 —第十九紙から—

引き続き、(資料3)第十九紙をみてみよう。⁽⁸⁾この文書で特に注目
 されるのが、傍線の「ことしやくにていかとひころも心くるしう
 おもひまいらせ候つる」（今年厄にて、如何と日來も心苦しう思ひ参
 らせ候つる）(《小学館『日本国語大事典』第二版には、「やく【厄】

(資料3) 同紙背文書第十九紙

おハし
 ますと
 うけ給ハリ
 候つゝ
 いそぎく
 ひめ御前
 いかにもく
 申
 させ
 ことし おハし
 やくにて まして
 いかとと あやまち
 ひころも 候はぬ
 心くるしう やうに
 おもひ 御さた
 まいらせ 候へく候
 候つる二
 さふらふ かへすく
 申すはかり
 候はす
 おほせ
 ことハ なくさめ
 候ましき させおハし
 やらむ まして
 なに事もく 九条殿へ
 せんけん いたしまいらせ
 申候へ させおハし
 かしく ます

の項に、①わざわい。まがごと。災難。災厄。厄難。②「やくどし(厄年)」の略。とある『——今年は災厄(の年)であつて日来より氣掛かりに思い申し上げておりました、という件であろう。

これに関連して、『玉蕊』には、「女院御慎年折節可恐事也」(建暦元年九月三日条)という記述がみえる。しかし、「女院」を春華門院、「御慎年」を厄年と理解しても、建暦元年時点で、春華門院は、十七歳であり、『拾芥抄』にみる生年の干支のめぐつてきた年を厄年とする(十三・二十五・三十七・四十九・六十一・七十三・八十五・九十九)説に照らし合わせると、厄年に該当しない。¹⁰⁾

一方、『たまきはる』中には、「いまだ明け暮れ添ひさぶらひし時の夢」として「白き水晶の玉にておはしましけるを、取りはづして落としまいらせて、こまぐくと割れ砕けぬるを、いかにすべしともなくあさましく、泣くく袖に取り入と思」(40袖に乱るる白玉)と、不吉な暗示の夢を思い返し、「白玉の袖よりほかに乱れにし夢にまどひて消えなましかば」(37春華門院の御こと)《白玉が袖からこぼれて砕け散つた不吉な夢を見た時、その夢に心乱れて私の命が消えてしまえばよかつたのに》と詠じ、また、八条院の喪に服していた折に、前引(資料2)の唐猫の夢をみた事などが記されている。紙背文書の「ことしやくにて」の具体相は未だ不明だが、『たまきはる』の記述を勘案すると、この頃の健御前の脳裏に常につきまとつていた、春華門院の前途への言いしれぬ不安と何らかの関連があるものと思われ¹⁰⁾。

結び—「手段」としての手紙—

以上、宮崎氏によつて紹介された紙背文書の内容を、『たまきはる』の記事内容も視野に入れつつ、再確認した。「せんけん」(資料1)傍線5「せんけんをまいらせさぶらふ」(資料3)「せんけん申候へ」とある事から或いは人名か¹¹⁾や、春華門院と「九条殿」「八条殿」との具体的な関係等、まだまだ不明な点が多い。¹¹⁾

しかしながら、今回扱つた文書の一部分からでも、健御前が、春華門院の病状を知りながら、すぐには、春華門院の側に参上できなかった事、また、春華門院の前途に対するいい知れない不安を、健御前は日来より抱いており、その不安がまさに現実のものとなつてしまつたことが確認できる。¹²⁾

(資料1)で確認した「ものもおほえさせ給はて」「おきもあからすおハします」という情報を、当初伝聞という形で耳にした健御前が、実際に春華門院の許に参るまでには少なくとも数日間の空白があつたと思われ、その間、健御前の脳裏では、「ものもおほえさせ給はて」「おきもあからすおハします」という春華門院の病状が、日来抱いていた「ことしやくにて」という不安とも相まって、頭の中で渦巻いていたのではないだろうか。春華門院の深刻な病状が、誤つた情報であつて欲しい、そう思いつつ、やっと春華門院の許に参つた時の様子を、先に引いた(資料2)に続く42段で、健御前は、以下の如く記述している。

(資料4)『たまきはる』42春華門院の御悩

人くは何とも思ひ合はれぬに、見まいらすれば、さしも思ひ騒ぐまじき御気色とも見えず。いくばくの日数、異なる御悩みにもあらぬに、ことのほかに重き御気色をのみ見まいらすに、静心なく、心一つを砕きつゝ、あなたこなたへくるくると参りありき、宜秋門院へも、さまざま申しかど、数ならぬ身一つのみ苦しくて、近きも遠きも、驚かせ給事もなし。あの御方より参らるゝ人くにも、異人の聞き合はれぬ折は、たゞわが見まいらするやうに申せば、人く参りて、また御尋ねある折は、「まづかくは、たが申たりけるぞ、く」と、腹立ち合はれたる度には、「厄こそは申候つれ」といらふれど、さすがに打ちなどはせず、たゞ限りなく憎しと思はれたり。(後略)

健御前が当初、(資料1)紙背文書で伝え知った春華門院御悩の様子「ものもおほえさせ給はて」「おきもあからすおハします」からすれば、実際春華門院の許に参つた時の病状「さしも思ひ騒ぐまじき御気色とも見えず」(心配しないでよい)容体とも見えない・新大系脚注(は、(資料4)『たまきはる』後略部分にみえる「霜月」になりては、立たせおはしますことのなかりし」という記述をも勘案すると、深刻ながらも、事前に伝え聞いていた程のものではなかったと推察される。

とすると、不安を募らせたまま春華門院の許に参上し、春華門院の病状が想像していた程ではなかったことに少し安堵した健御前に、

「霜月の六日には、とりたて日ころにも過ぎたる御気色」(『たまきはる』42)と、春華門院の病状悪化という事態が追い打ちをかけ、ついに十一月八日に春華門院は帰らぬ人となってしまった(不安↓わずかに安堵↓再びの不安↓絶望)という軌跡が浮かび上がってくる。つまり、健御前は、一度は安堵しかけた後に、再度絶望的な状況に突き落とされたのであり、そういった意味では、近年、岩佐美代子氏が「喪失の衝撃の最も甚だしかったのは、春華門院の崩であつたに違いない」と指摘される、健御前にとつて春華門院の「喪失」が「衝撃」となつてしまつた要因の一端を、今回扱つた『明月記』の紙背文書は、はしなくも物語っているのである。

最後に、付言すれば、今回扱つた紙背文書は、健御前が定家に対して、何らかの働きかけを促すためのものであつたと推察される。(資料1)紙背文書第十八紙からは、春華門院の病状を聞き伝えるも、自分はずぐには参上できないので、春華門院の様子を詳細を教えて欲しい旨を、(資料3)紙背文書第十九紙からは、日來から不吉な予感があつたにも拘わらず、このような事態になつてしまったことが、今さらながら悔やまれ、「よくくおほせなくさめさせおハしまして」と、どうか春華門院の御心が安んじられるように、また詳細を以後も自分に伝えて欲しい旨が読みとれようか。

(資料4)『たまきはる』では、傍線②の如く「宜秋門院」と個人名が記された上で、宜秋門院方の春華門院の病状に対する無関心ぶりが活写されており、『たまきはる』は、悔やんでも悔やみきれない

女院天折の一要因を告発する「手段」としての仮名日記という一面を持つていよう。¹⁴一方、今回扱った紙背文書からは、少しでも春華門院の病状の詳細を知り、春華門院の心が慰められることを強く願う健御前の心情が読みとれる。健御前は、自身の心情を切々と訴えたこれらの手紙を一つの「手段」として、春華門院の母宜秋門院の実家である九条家に家司として仕える定家へ働きかけたものと思われる。そして、そういった意味では、両者は、「仮名日記」・「手紙」と形態こそ違え、春華門院への強い思慕の念をその根幹とし、自身の心情を第三者へ訴えかける「手段」として機能している点では、通底しているのである。

※各引用文献の底本は以下の通り。引用文中へは割り注を示し、適宜、傍線傍点等を私に施した。

○『たまきはる』—三角洋一氏校注、新日本古典文学大系本（平成6年 岩波書店）。

○『明月記』—冷泉家時雨亭叢書本（建暦元年記を含む第三巻は、平成10年 朝日新聞社）及び、国書刊行会本（初版明治44年 国書刊行会）。

○『玉蕊』—今川文雄氏校訂（昭和59年 思文閣出版）。

〔注〕

(1) 『たまきはる』作品中間に存する奥書に、『たまきはる』の作品構成への定家の関与を伺わせる識語がみえる（39識語）。

(2) 『明月記』建暦元年十一月十二月記紙背の研究」（『明月記研究』8号 平成15年12月）。

(3) 藤川「『明月記』と健御前の日記—自筆本元久元年十一月三十日条の補入符号—」（『明月記研究』6号 平成13年11月）、『たまきはる』の成立と定家—遺文構成の方法—」（『国語と国文学』第七十九巻第七号 平成14年7月）、「健御前の言説—『たまきはる』成立の階梯—」（『国語と国文学』第八十一巻第三号 平成16年3月）。

(4) なお、(資料1)「九条殿」の「、」は、宮崎氏が「へ」と判読された箇所を、私の判断で「、」に改めた。あくまで傍証だが、冷泉家本『明月記』建暦元年十一月二十二日条【11紙】一行目には、「かつけ物、」と表記し、「かつけ物の」と意味する例がみえる。

(5) ちなみに『百鍊抄』建暦元年十月二十二日条には、「廿二日、大嘗会御禊行幸（大炊御門末、）上皇御見物、七条院並春華門院同渡御」とみえる。この点について、『たまきはる全注釈』（昭和58年 笠間書院）巻末付載吉川隆美氏「人物考」二、その他の人々3、二位殿は、『明月記』同日条（建暦元年十月二十二日条を指す・稿者注）では、院、七条院・脩明門院の御見物は

記すが、春花門院の名はない。従つて『百鍊抄』は「脩明」と「春花」とを誤つたものと思われる」と指摘する。本稿でも、吉川氏の説に拠る。

(6) 『明月記』(建暦元年十一月・十二月記)を読む(『明月記研究』8号 平成15年12月)十一月十日条(注解)法性寺の項参照。

(7) 『明月記』建暦元年十月二十四日条には「参院、(中略)参春花門院御方」と、定家が、後鳥羽院御所に参つた折に、春華門院方へも参じている事が確認できる。或いは「ふたところ」は、後鳥羽院と春華門院とを指す可能性もあるか。『愚管抄』は、「院モ、『アマリナルホドノムスメカナ』トロボシメシテ、ツネニムカヘタテマツリテ見マイラセテハ、御心ヲユカシ給ケリ」と、後鳥羽院の春華門院への寵愛ふりを伝える。

(8) 本稿では、論の展開上、十八紙・十九紙を、節を別にして考察するが、この二紙については、宮崎氏が前引(2)論文の中で、「接合する」ものであると指摘されている。

(9) 例えば、『源氏物語』には、藤壺や紫の上死去の件で、「三十七にぞおはしましける。(中略) つつしませたまふべき御年なるに」(薄雲卷)「今年は三十七にぞなりたまふ。(中略)『さるべき御祈禱など、常よりもとりわきて、今年はつつしみたまへ。』(若菜下)と、三十七歳が重厄としてみえる。なお、『日本史総覧I』(昭和58年 新人物往来社)所収、女院一覽を参考に、建

暦元年時点で存命の女院の年齢を確認すると、八条院(七十五歳、六月没)、建礼門院(五十七歳)・殷富門院(六十五歳)・七条院(五十五歳)・宣陽門院(三十一歳)・宜秋門院(三十九歳)・承明門院(四十一歳)・修明門院(三十歳)・陰明門院(二十七歳)の如くであり、『拾芥抄』にいう厄年の該当者はみえない。

(10) 厄年以外には、或いは、この頃一般的に行われていた宿曜道(例えば、宿曜勘文の内の生年勘文)等との関連も考えられようか。山下克明氏「宿曜道の形成と展開」(『後期撰関時代史の研究』《平成2年 吉川弘文館》所収)参照。

(11) 「八条殿」は、六月に亡くなった八条院御所を指すと思われる。「また大女院の御色着たるころ、八条殿にて、人々の経読ませ給に交じりて」(『たまきはる』41唐猫の夢)の如く、八条院没後、健御前は、八条殿に籠居していた。春華門院は、崩御直前に後鳥羽院と同居していた高陽院から、左大臣藤原良輔の四条櫛笥殿へ移御されている。また、『玉蕊』建暦元年十一月七日条には、「八日可渡押小路殿云々」と、一時押小路殿への移御の風聞もみえ、春華門院をどこに移すのかについては、かなり情報に錯綜していたと思しい。

(12) 宮崎氏は、前引(2)論文で、『おきもあからずおはします』『ふしまいらせさせおはします』というように、病人の立ち上がれない様子や添い臥しのが見え、『明月記』や『たまきはる』の記述と極めて近い状況が読み取れる」と、紙背文書と『明

月記』や『たまきはる』の記載とのかかわりから」「この消息が健御前のものである蓋然性は高いといえよう」と、当該紙背文書の記主を健御前と推定される。

(13) 『たまきはる』考―特異性とその意義―(『明月記研究』8号 平成15年12月) 参照。

(14) 前掲(5) 『たまきはる全注釈』所収、稲村榮一氏「作者と作品論」では、「春華門院への追慕は、八条院の女房たちへの非難と分かちがたいものであり、その弛緩しきつた奉公ぶりを当然のこととして怪しまない今の女房たちに、正しい宮仕えとはどういうものか、それを論じてやりたいと考えたのではなかろうか」と指摘される。